第　　号

年　　月　　日

様

野田市行政不服審査会

会長　　㊞

手数料減免決定（却下）通知書

年　　月　　日付けで申請のあった手数料の減免については、次のとおり決定したので、野田市行政不服審査法施行規則第１４条第４項の規定により通知します。

１　決定事項　　決定　　却下

２　減免額　　円

３　却下の理由

教示

１　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。